

第3章

嘉手納町デジタル田園都市 構想総合戦略

1 嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略について

「嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」並びに沖縄県の「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を勘案し、策定します。

国の4つの基本目標に即するよう、嘉手納町における4つの基本目標を設定し、具体的な取組としては、本町の最上位計画である第5次嘉手納町総合計画に基づいた施策を実施し、それぞれの基本目標の実現を図ります。

国 基本目標① 地方に仕事をつくる

町 多様で柔軟な仕事を創出する

- 施策①：魅力ある生産業（農・漁）の振興
- 施策②：活気溢れる商業環境の形成
- 施策③：地域資源を活用した観光産業の振興
- 施策④：雇用支援の充実

国 基本目標② 人の流れをつくる

町 町の魅力を発信し、人の流れをつくる

- 施策①：良好な自然環境と住環境の整備
- 施策②：女性や若者にも選ばれる地域づくり
- 施策③：便利で快適に暮らせる環境の推進

国 基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

町 子育て支援に関する強みを生かし、結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 施策①：出産支援の充実
- 施策②：子どもの健康支援
- 施策③：就学前教育・保育の充実
- 施策④：子育て支援の充実

国 基本目標④ 魅力的な地域をつくる

町 活気があり、魅力的な地域をつくる

- 施策①：安全・安心な地域づくり
- 施策②：町民の健康と福祉の向上
- 施策③：災害に強い地域づくり
- 施策④：周辺市町村との連携強化
- 施策⑤：地域コミュニティの活性化
- 施策⑥：教育・文化・スポーツ事業の推進

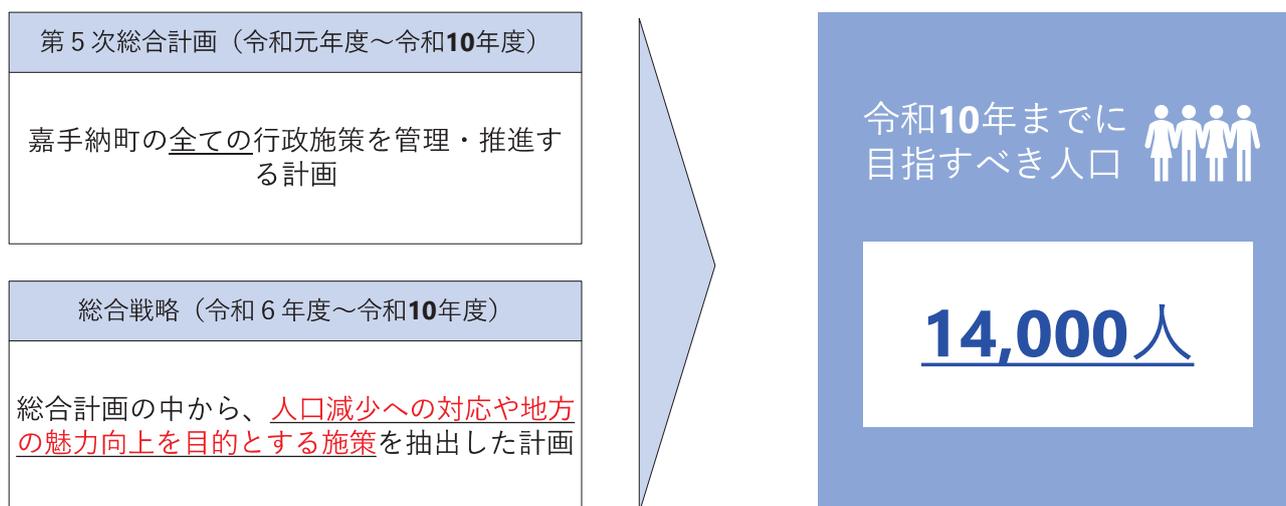
2 嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略の計画期間

「嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

3 総合計画との関係

戦略は、第5次嘉手納町総合計画を上位計画とし、総合計画基本計画に位置付けた各事業を、デジタル技術を活用した人口減少・少子高齢化などの社会課題解決の観点から、基本目標や施策に関する基本的方向に沿って再構成したものです。また、その他各分野における個別計画等との連携を図るものとします。

◆総合計画との関係◆



図表46 総合戦略と総合計画の関係

4 戦略の構成

戦略は、(1) 基本目標、(2) 基本目標を取り巻く背景、(3) 具体的な施策・事業と目標、によって構成することとします。

5 人口ビジョンを踏まえた課題と今後の方向性

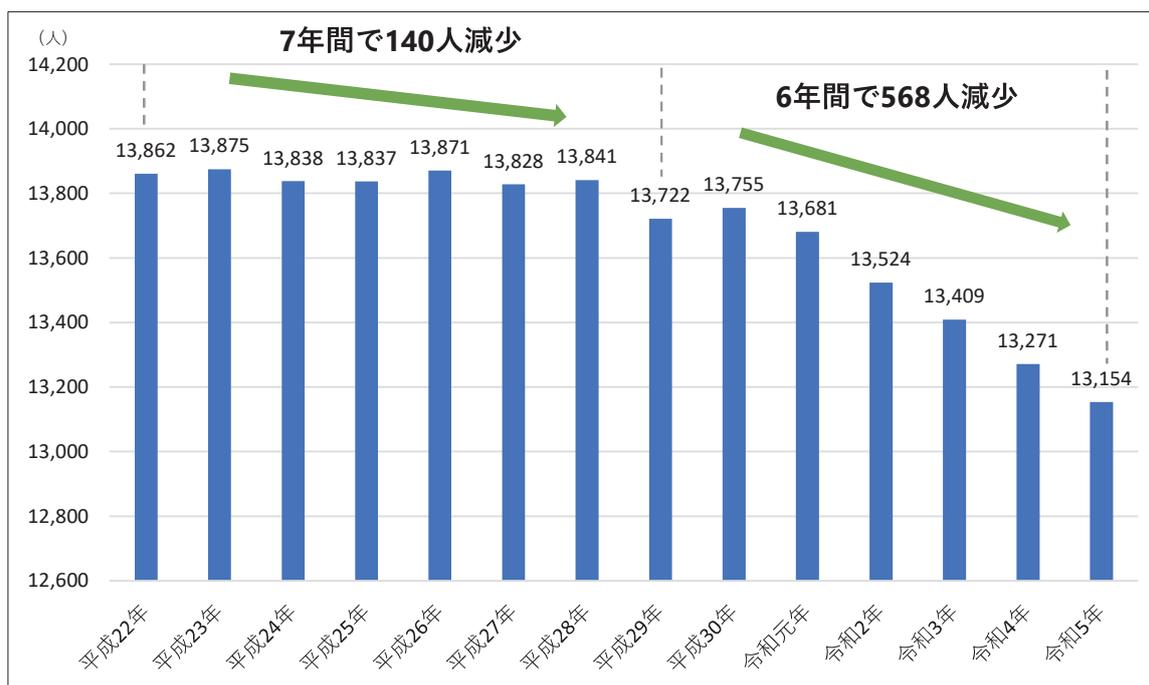
嘉手納町の人口推移については、ほぼ横ばいではありますが、平成27年以降は微減傾向を見せており、令和3年の値は平成13年以降で最小となっています。人口とは相反し、世帯数は増加傾向にありましたが、令和元年以降は世帯数も微減傾向に転じています。

社会動態（一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動き）を経年で見した場合、概ね転出者数が転入者数を上回っており、平成26年以降はその差が大きくなっている傾向があります。

自然動態（一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き）を経年で見場合は、令和元年からの4年間に於いて、減少し続けています。特に出生数に関しては平成28年を境に減少傾向にあり、この傾向が持続する場合、嘉手納町の人口減少が急激に進むことが予想されます。

沖縄県中部地域の周辺市町村（沖縄市、うるま市、読谷村、北谷町）の人口が増加傾向であるのに対し、嘉手納町の人口推移は減少傾向であることから、地理的要因以外に人口が減少している要因があると考えられます。

このような状況下において、今後の人口減少対策としては、子育て支援に関する強みを生かし、より子育てをしやすい環境の整備を進め、町の魅力を積極的に町内外へ発信します。また本町は高密度な住空間や密集市街地によって、未接道の土地や狭隘な道路が点在しています。このため、建物の更新ができないことによる定住人口の低下や空き家・空き地の発生など、居住環境の低下が懸念されます。この問題を解決するために、住環境問題の解決に向けた取組を強化していく必要があります。



資料：嘉手納町住民基本台帳を基に作成

(図表10の再掲)

6 デジタルの力を活用した主な施策

我が国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も相まって、情報通信技術が社会全体に急速に普及しており、国民生活とデジタルサービスは切り離せないものとなっています。

令和4年度に実施した町民アンケートにおいて、電子申請を利用していない町民が約8割いたことや、電子申請にメリットを感じる町民が約6割いたことから、嘉手納町においてもデジタルサービスに対する町民ニーズが存在し、今後さらに高まっていくと想定されます。

1 電子申請を利用していない人の割合



2 電子申請にメリットを感じる人の割合



資料：令和4年度嘉手納町町民アンケート

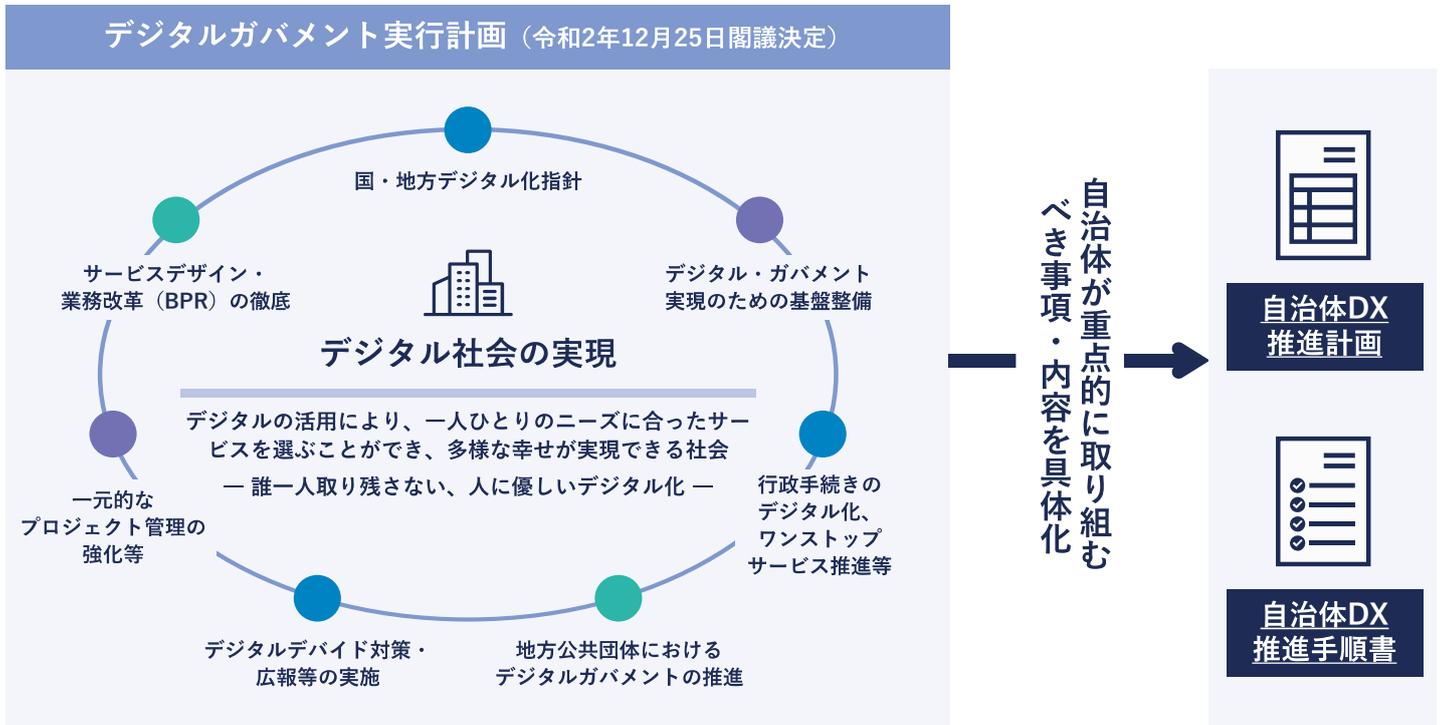
図表47 電子申請に関する町民アンケート（令和4年度）結果

また、行政側においても、今後日本社会全体において人口が大きく減少していく中で、令和22年には現在の半数程度の職員で業務を遂行することが求められる可能性があることが、総務省の「自治体戦略2040構想研究会」で指摘されています。

こうした町民の利便性向上や行政内部での業務効率化といった課題を解決するため、嘉手納町において自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）を今後推進していきます。

なお、国において、令和2年12月25日に「デジタルガバメント実行計画」（その後、令和3年12月24日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」として再策定）を閣議決定し、さらに自治

体がDXに取り組むべき内容を具体化したものとして「自治体DX推進計画」、「自治体DX推進手順書」等を策定しているため、嘉手納町においてもこれらの国の方針と整合を取りながら、具体的な施策を実行してまいります。



図表48 デジタルガバメント実行計画の位置づけ

7 嘉手納町におけるデジタルの方針

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、デジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。

本町における行政サービスについて、ICTやデータを積極的に活用し、町民サービスの向上や行政事務の効率化を図る取組を推進していきます。

めざす姿 「スマートタウンの実現」

いつでも、どこでも必要な行政手続きを行うことができる仕組みづくりに取り組んでいきます。またICTによる利便性向上の方法について、調査研究し、地域の課題解決を目指していきます。

次の3つの方針において具体的な取組を行います。



町民サービスの向上

(手続きの利便性向上 等)



業務の簡素化・効率化



自治体DX推進計画の取組

8 基本目標及び具体的な施策の展開

① 多様で柔軟な仕事を創出する

(1) 基本目標

各種産業の育成・支援や事業を行う環境の整備に取り組むこと等により、地域経済を活性化させ、幅広い世代が魅力を感じる就業環境の創出を図ります。また、町民の就職支援に取り組み、多様で柔軟な働き方の普及・促進に取り組めます。

■数値目標

指標	基準値	目標値 (R10)
町内新規創業者数	3件 (R4)	10件
完全失業率	7.5% (R2)	5.5%

(2) 基本目標を取り巻く背景

(関連する総合計画基本施策の「現状と課題」より抜粋)

- ☑ 本町の農業就業人口を見ると、令和2年の農業就業人口は52人で16年前の平成16年と比べると約76%に減っています。年齢別でみると、令和2年では52人中40人が60歳以上となっており、農業従事者の高齢化がうかがえます。農家数の減少に伴い、農地面積、農業生産量も減少傾向にあるため、一定の要件を備えている新規就農者については、支援することが求められています。
- ☑ 今後は、これらの漁業用施設の整備や補助制度の有効活用を推進するとともに、新たな人材の確保・育成に繋げるため、漁業従事者の収益の向上に寄与し、水産業の活性化を図る必要があります。
- ☑ 本町の経済センサス活動調査（令和3年）における商業事業所数は91事業所、その従業員数は451人となっており、また年間販売額は76億8千8百万円となっており、平成28年度の経済センサス活動調査と比べても事業所数、年間販売額ともに減少しております。商店街や小売市場等の地域に根差した商業が衰退することにより、町民生活にも影響が出ています。これらのことから地域商業の活性化にむけ、さらに踏み込んだ対策を講じる必要があります。
- ☑ 商店街の活性化に向けて、継続的な事業者の販売促進活動及び消費者の購買意欲促進への取組に対する支援が必要です。引き続き嘉手納町商工会に加えて、嘉手納町観光協会と連携し、優良特産品の県外物販などに取り組んでいく必要があります。
- ☑ 本町では、既存商店街への集客を図るため、嘉手納町エイサーまつりなどの地域活性化イベントに対して運営補助を実施しています。商業の活性化には、町民のみならず町外の人々の

来訪が必要不可欠であることから、商店街に人が訪れる仕組みづくりの推進に努める必要があります。

- ☑ 町民アンケートの結果によると、住みにくさの理由として回答者数の64.3%の方々が「商業施設が充実しておらず買い物などの日常生活が不便」回答していることから、企業誘致を含め対策が急務です。
- ☑ 本町を拠点に活動する事業所は、中小企業や小規模事業者がほとんどであり、地域経済の活性化や雇用の創出等に貢献しています。しかし、小規模な企業や、経済社会情勢の影響を受けやすく、資金調達の円滑化による経営基盤の強化や経営革新の促進、販路開拓、人材の確保のほか、事業存続のための支援が必要です。
- ☑ 情報通信産業振興地域についても県内の多くの自治体で指定が進んでおり、当該指定を理由とした企業誘致も難しくなっています。
- ☑ 令和3年度に設立した嘉手納町観光協会においては、これからの観光振興を行う上で、観光資源のPR活動やイベント実施、観光資源と観光客のスムーズな結び付けなど、重要な役割を担うことが期待されます。
- ☑ 本町には宿泊施設がないため、地域の発展と観光業の促進のために、宿泊施設の誘致について検討することが求められています。
- ☑ 新たな観光誘客としてスポーツツーリズムを推進していくため、町内体育施設の活用を検討していくとともに、スポーツコミッションの設立を行っていく必要があります。
- ☑ 本町の失業率の推移を見ると、令和2年度国勢調査における本町の完全失業率は7.5%となっており、直近で改善傾向にあります。しかしながら、沖縄県平均の5.5%、全国平均の2.8%と比べると依然として失業率は高い状況にあります。また、経済状況の変化に伴う企業間での賃金格差、若者の減少、雇用形態の多様化による非正規雇用者の雇用条件の悪化、産業構造の変化による人員整理など、依然として厳しい状況となっています。

(3) 具体的な施策・事業と目標

施策①：魅力ある生産業（農・漁）の振興（総合計画基本施策4-1）

- 安定かつ持続可能な農業の振興を図るために、基幹作物であるさとうきびを生産する農家に対する支援（総合計画基本施策 4-1-1）
- 生産できる農産物の選択肢を広げつつ、効率よく生産するための支援（総合計画基本施策 4-1-1）
- 農家が農業を行う上での環境改善に係る支援等を推進（総合計画基本施策 4-1-1）
- 久得平山原圃場の適正管理（総合計画基本施策 4-1-1）
- 嘉手納町産業まつりを中心とした農作物の町内外への周知を推進（総合計画基本施策 4-1-1）
- 県へ協力を仰ぎ、老朽化した設備の復旧及び、航路内の土砂浚渫による水深の回復を図る工

事を計画（総合計画基本施策 4-1-2）

- 漁業組合との協力関係を活かし、漁業従事者の収益性向上に繋がる施策を構築（総合計画基本施策 4-1-2）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
さとうきび1aあたりの生産量	475 キロ（R4）	539 キロ
水産物の陸揚量	0.8 トン（R3）	2.3 トン

<デジタルを活用した取組>

- 担い手となる新規就農者等の獲得のため、SNS等を積極的に活用した情報発信

施策②：活気溢れる商業環境の形成（総合計画基本施策4-2、4-4）

- 中小企業の経営相談や事業承継の支援
- 創業・起業志望者相談等の起業支援
- 「かでな元気プロジェクト」の内容をより有効なものとなるよう、検証を行いながら推進（総合計画基本施策 4-2-1）
- 「優良特産品推奨事業」において、新たな嘉手納の地域ブランド力向上とPR活動の実施や県外、県内での販路開拓の支援（総合計画基本施策 4-2-1）
- 企業誘致を含めた嘉手納町全体の産業振興に向けた計画の策定（総合計画基本施策 4-2-1）
- 商店街へ訪れるきっかけづくりとして、地域活性化イベントなどの開催を支援（総合計画基本施策 4-2-2）
- マルチメディアセンターで行っている講座等は継続しながらも、施設の新たな利活用方法について検討（総合計画基本施策 4-4-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
商工会加入者数	463 件（R4）	500 件
町内新規創業者数	3 件（R4）	10 件
マルチメディアセンターの新たな利用方針の策定	未策定	策定

<デジタルを活用した取組>

- 商店街への回遊促進、イベント集客力を向上させるため、ICTを活用したデジタルスタンプラリーの開催

- ICTを活用したリモートワークやワーケーション^{※1}など、新たな就労のあり方についての情報収集
- 個店等の主体的な活動への支援やキャッシュレス決済の促進
- 野国総管商品券の電子化
- AIビーコン^{※2}を活用した人流動向調査を行い、観光施策による新たな層の誘客

施策③：地域資源を活用した観光産業の振興（総合計画基本施策4-3）

- 観光資源の認知度を高め、魅力創出のため「第3次観光振興基本計画」の策定（総合計画基本施策 4-3-1）
- 観光客や来訪者のニーズにあった観光プログラムの開発提供を町民、事業者、商工会、観光協会と連携して推進（総合計画基本施策 4-3-1）
- スポーツツーリズムとして、プロスポーツのトップチームやアマチュア合宿の誘致のほか、イベント誘致も視野に、施設の拡充と施設レベルの向上を検討し、実施（総合計画基本施策 4-3-1）
- スポーツコミッションの設立（総合計画基本施策 4-3-1）
- 嘉手納町観光協会が実施する観光プロモーション事業において積極的なPRの実施（総合計画基本施策 4-3-2）
- インバウンドにも対応した観光情報の充実（総合計画基本施策 4-3-2）
- SNS等による本町の魅力や多様な観光資源に関する情報発信（総合計画基本施策 4-3-2）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
嘉手納町の観光入域客数	56万人（R4）	100万人以上
平和ガイドを受け入れた団体数	45団体（R5）	100団体

<デジタルを活用した取組>

- 多言語翻訳AIチャットボット^{※3}による情報発信強化

施策④：雇用支援の充実（総合計画基本施策1-3、1-6、4-5）

- 障害者一人ひとりの適正に応じた就労相談や就労移行・就労定着への適切な支援（総合計画基本施策 1-3-2）

※1 ワーケーション：リゾート地等、日常とは離れた場所で休暇を楽しみながら働くスタイルを指す。

※2 AIビーコン：AIとは、一般に「人工知能」と和訳され、人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと。AIビーコンは、AIを活用したスマートフォンなどの電波を受信するセンサーであり、その場所を訪れた人のデータを収集・分析する仕組みを指す。

※3 AIチャットボット：事前にデータを学習させたAIが、質問に対して自動で回答する仕組みを指す。

- 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の各種制度の周知（総合計画基本施策 1-6-4）
- 雇用情勢の改善に向け、引き続き就職相談窓口を開設（総合計画基本施策 4-5-1）
- 資格取得支援補助金の実施（総合計画基本施策 4-5-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
施設入所者などの地域生活への移行率	0%（R4）	4%
障害者の一般就労における就労定着数	3人（R4）	5人
地域生活支援事業啓発活動	2回（R4）	3回
国民健康保険税徴収率	97.5%（R4）	維持
コミュニティソーシャルワーカーの配置	2人（R5）	2人
町内就職相談窓口利用者の就職決定者数	10人（R4）	15人
完全失業率	7.5%（R2）	5.5%
資格取得支援補助金の補助件数	11件（R4）	15件

◆デジタルを活用した取組に関する担当課

担当課	取組内容
産業環境課	担い手となる新規就農者等の獲得のため、や SNS 等を積極的に活用し、情報発信
産業環境課	商店街への回遊促進、イベント集客力を向上させるため、ICT を活用したデジタルスタンプラリーの開催
産業環境課	SNS 等による本町の魅力や多様な観光資源に関する情報発信
産業環境課	リモートワークやワーケーションなど、新たな働き方について情報収集
産業環境課	個店等の主体的な活動への支援やキャッシュレス決済の促進（野國總管商品券の電子化）
産業環境課	AI ビーコンを活用した人流動向調査を活用した観光施策による新たな層の誘客
産業環境課	多言語翻訳 AI チャットボットによる情報発信強化

② 町の魅力を発信し、人の流れをつくる

(1) 基本目標

住環境の整備や、固定的な性別役割分担等への意識改革、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）等により、誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現し、町の魅力向上を図ります。

また、活気あふれる町を見て知ってもらう機会を増やすことで、町への人の流れを増やすことを図ります。

■数値目標

指標	基準値	目標値 (R10)
「町民協働のまちづくり」の満足評価（町民アンケート調査）	56.8% (R4)	60% (R9)
オンライン申請可能な手続き数	30 個 (R5)	36 個

(2) 基本目標を取り巻く背景

（関連する総合計画基本施策の「現状と課題」より抜粋）

- ☑ 本町は、街区公園 4 箇所、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地、広場がそれぞれ 1 箇所整備されています。都市計画決定面積は全体で 31.73ha となっており、本町町民 1 人当たりの都市公園等面積は、23.5㎡/人（令和 2 年国勢調査人口）で、沖縄県が示す確保目標 20㎡/人（沖縄県広域緑地計画）を上回っています。しかし、町民アンケート調査結果によると「自然環境の保全と緑地の充実」について、44.9%が不満足評価となっていることから、引き続き歩道空間や空き地、自然環境や文化資源などの有効活用や、都市公園等の整備を通じて、公園や緑地を充実させていくことが求められています。
- ☑ 町民アンケート結果によると、本基本施策の中で「嘉手納町の公園整備」の取組に最も注力すべきとの指摘があることから、公園の遊具等整備の充実についても取組を強化する必要があります。
- ☑ 本町のごみ排出量は、令和 4 年度に 4,382 トンで、平成 29 年度の 4,476 トンと比べると 94 トン減少しています。こちらはリサイクルしているペットボトル及び草木ごみを含めた数値となっており、双方を除くと令和 4 年度は 3,493 トン、平成 29 年度は 3,772 トンとなり、279 トンの減少となります。
- ☑ 嘉手納町住生活基本計画での調査によると、町外へ「転居（転出）したい」とする意向の理由で最も多いのは「町内で住替えを考えたが、希望する住宅がない」であり、町内では現時点で、家族構成や生活様式の変化等に応じた移転先の選択肢が少ない状況となっています。こうした本町の住宅ストック不足問題の解決策とし、町有地、国有地の低未利用地の活用を検討する必要があります。

- ☑ 町民アンケートの結果によると、住みにくさの理由として回答者数の64.3%の方々が「商業施設が充実しておらず買い物などの日常生活が不便」回答していることから、企業誘致を含め対策が急務です。
- ☑ 本町においては、若年層を中心とした社会減が続いており、進学や社会人になるタイミングでの転出が目立っています。こうした傾向が長期にわたれば地域経済の停滞や活力の低下が懸念されます。
- ☑ 町民アンケートにおいて「居住継続意向」を確認したところ、20歳未満の60.9%は「できれば他所へ移りたい」との回答が多数であり、若者の人口流出が懸念されます。
- ☑ 町民意識調査結果より、男性の家事・地域活動等への積極的な参加のために必要なことについて、男性自身や社会全体で固定的な性別役割分担意識を改善することが求められており、労働時間の短縮や育児休業などの取得に対して事業主の理解も重要となります。また、女性が社会の多様な場面で活躍するために重要なことについては「男性の理解・協力」、「古い慣習やしきたりをかえることやなくすこと」など、これまでの社会通念や慣習、役割分担にとられない環境づくりが求められています。
- ☑ 町民アンケートによると、電子申請利用状況について「いいえ」（男性79.8% 女性84.5%）の割合が突出して高く、電子申請の普及が今後の課題です。また、電子申請を使わない理由は「電子申請できること自体を知らなかったから」（男性56% 女性46.2%）の割合が突出して高いです。
- ☑ 町民アンケートによると、電子申請にメリットを感じるかについて20歳未満から40歳代で75%以上が「はい」と回答しており、電子申請のニーズは高いことがわかりました。また、電子申請にメリットを感じる行政手続きについてもっとも多かったのが「住民表の写し・印鑑登録証明書・戸籍の証明書の請求」（男性88.8% 女性86.4%）です。
- ☑ デジタル技術を最大限に活用しながら、誰一人取り残さないデジタル化によるまちづくりを推進することで、行政業務の生産性や町民生活の利便性の向上などを図り、持続可能で活力のある豊かな未来社会の構築が求められています。
- ☑ 国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、地方自治体は自治体DXに取り組むことが求められており、本町の特性や課題等を踏まえながら自治体DXを推進していく必要があります。本町においても、オンライン手続きの需要が増加しているため、令和4年度にシステム整備を行い、オンライン手続きが可能な環境が整いました。今後はオンライン手続きの推進が不可欠であり、それに関連して、デジタルデバインドへの対応も求められています。町民の利便性向上や業務効率化の観点から、ICTやAIなどを活用した自治体DXの取組も検討が必要です。また、情報システムの安定的な運用を図るため、引き続き情報セキュリティ対策の強化を図る必要があります。

(3) 具体的な施策・事業と目標

施策①：良好な住環境の整備（総合計画基本施策3-1、3-2、3-4）

- みどり豊かな市街地を形成するため、歩道空間や空き地、自然環境や文化資源等を活用した緑化やポケットパークの整備を推進（総合計画基本施策 3-1-1）
- 兼久海浜公園をはじめ、各公園において、地域住民や利用者の遊具設置等のニーズを把握し、適切な維持管理・リニューアルを推進（総合計画基本施策 3-1-1）
- 町民・企業・行政が連携して花木の植栽や清掃等の美化活動を推進（総合計画基本施策 3-1-3）
- 美化ボランティアの団体数増加に向けた取組（総合計画基本施策 3-1-3）
- 資源循環型社会の推進に向けた、4R※1の取組（総合計画基本施策 3-2-1）
- 町民の日常生活や事業者の事業活動によって排出される一般廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の適正処理を行い、環境負荷や処理費用の軽減の実施（総合計画基本施策 3-2-1）
- 定住促進事業として新築住宅等取得補助、定住促進奨励金や建物除却補助を実施し、合わせて住宅リフォーム支援事業の推進（総合計画基本施策 3-4-1）
- 「住まいるコンシェルジュ」の実施（総合計画基本施策 3-4-1）
- 住宅関係における課題解決に向けた情報発信を強化（総合計画基本施策 3-4-1）
- 密集市街地の改善（総合計画基本施策 3-4-2）
- 最適な市街地整備手法や都市計画制度等の活用、整備・維持管理・運営における民間活力の導入等を検討し、計画的な都市づくりを推進（総合計画基本施策 3-4-3）
- 地形や自然空間から成る自然景観、住民の暮らしの中に息づく都市景観、地域の歴史や風土を特徴づける文化的な景観など、地域らしさを特徴づける景観を調査・分析し、良好な景観形成の推進（総合計画基本施策 3-4-4）
- 「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」に基づき墓地の適正な設置場所、規模・構造等、墓地利用の適正化（総合計画基本施策 3-4-5）
- 次期「嘉手納町墓地整備基本計画」の策定作業の中でロッカー式合葬墓、葬祭場の整備を検討（総合計画基本施策 3-4-5）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
公園面積の維持	31.73ha（R5）	維持
公共施設美化ボランティア団体数	14 団体（R5）	維持
一般廃棄物排出量原単位（1 人 1 日当たり）	749G（R4）	711G
嘉手納町の事務・事業における CO ₂ 総排出量	3,033,622Kg-CO ₂ （R3）	3,426,427Kg-CO ₂
嘉手納町への定住意向	81.6%（R4）	85%（R9）
国有地、町有地の有効活用数	0 か所（R5）	2 か所
第 2 次嘉手納町墓地整備基本計画策定	—	策定

施策②：女性や若者にも選ばれる地域づくり（総合計画基本施策5-2、5-3）

- 若者や女性等が活躍、輝けることができるフィールドの提供を通じた関係人口の創出
- 男女が共に協力し合い、自立した社会生活を送るために、自身がもつ能力を最大限発揮できる社会の推進（総合計画基本施策 5-2-2）
- ハラスメント防止のための啓発や、育児・介護休業制度の利用促進、子育て・介護サービスの充実を推進（総合計画基本施策 5-2-2）
- 男女間の暴力をなくすため、DV防止の啓発や相談、自立に向けた支援を推進（総合計画基本施策 5-2-3）
- 広報紙をはじめ、ホームページ、SNSなどのさまざまなメディアの活用による町民との情報共有や意見の聴取（総合計画基本施策 5-3-1）
- 子育て世代や生産年齢世代をターゲットにした情報発信の強化（総合計画基本施策 5-3-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
商工会加入者数	463 件（R4）	500 件
町内新規創業者数	3 件（R4）	10 件
町内就職相談窓口利用者の就職決定者数	10 人（R4）	15 人
完全失業率	7.5%（R2）	5.5%
資格取得支援補助金の補助件数	11 件（R4）	15 件
第 2 次嘉手納町男女共同参画計画の内容を知っている町民の割合	25%（R3）	30%（R9）
町役場における女性管理職登用率	16.7%（R5）	現状維持
「町政情報の満足度」の満足評価（町民アンケート調査）	78.9%（R4）	85%（R9）
「町民協働のまちづくり」の満足評価（町民アンケート調査）	56.8%（R4）	60%（R9）

施策③：便利で快適に暮らせる環境の推進（総合計画基本施策5-1）

- 経営マネジメント思考を取り入れ、施策や事務事業の評価を行い、予算化や運営組織体制の編成や効率的な事務事業の横断化を図るなどして、合理的かつ効果的な行政運営を推進（総合計画基本施策 5-1-1）
- 多様化する町民の行政ニーズに対応できるよう、また各職務階層に必要とされる能力を身に付けることができるよう、長期的な視点を持った計画的な研修や人事交流等を通じた人材育成（総合計画基本施策 5-1-2）
- 老朽化が進む公共施設は「嘉手納町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な更新・統廃合・長寿命化等を行い、財政負担の軽減・平準化の推進（総合計画基本施策 5-1-3）
- 行政情報の発信の拡充やオンライン手続きを推進（総合計画基本施策 5-1-4）
- デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及・促進（総合計画基本施策 5-1-4）
- 情報システムの標準化・共通化（総合計画基本施策 5-1-4）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
町税徴収率	98.6%（R4）	98.6%
オンライン申請可能な手続き数	30個（R5）	36個

<デジタルを活用した取組>

- ICTやAI、RPA※¹などを活用した自治体DXへの取組
- 申請書を書く手間が不要で、手数料徴収、証明書の発行まで非接触でできるため、マイナンバーカードにより各種証明書の交付等が可能な端末を庁舎内設置に向けた取組の推進
- 書かない窓口サービスや窓口でのキャッシュレス決済、AIチャットボットによる情報発信等、町民サービスの向上に資する行政基盤のDX
- 会議等のペーパーレス化の実施
- 職員へのデータ利活用の意識啓発を行い、EBPM※²の推進
- 新たなサービスの開発など、ICTを活用した社会課題の解決について、民間企業等と共同で研究
- 高齢者、スマホ初心者等向けのスマートフォン講座の実施

※1 RPA：ロボティック・プロセス・オートメーションの頭文字を取った言葉であり、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、AI等を活用してソフトウェアが代行・代替する取組を指す。

※2 EBPM：エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの頭文字を取った言葉であり、エビデンス（証拠）に基づく政策立案を行うことを指す。

◆デジタルを活用した取組に関する担当課

担当課	取組内容
企画財政課	時流に合った SNS などを活用した情報発信
企画財政課・情報政策課	公民連携によるデジタルの力を最大限に生かしたまちづくりの推進
情報政策課・町民保険課	デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの促進・普及
情報政策課	町ホームページのリニューアル
情報政策課・全課	電子申請の導入「ぴったりサービス」利用の推進。
情報政策課・窓口担当課	書かない窓口サービスや窓口でのキャッシュレス決済、AI チャットボットによる情報発信等、町民サービスの向上に資する行政基盤の DX
総務課・情報政策課・全課	会議等のペーパーレス化の実施
情報政策課	高齢者、スマホ初心者等向けのスマートフォン講座の実施
全課	ホームページ、SNS などのさまざまなメディアの活用による町民との情報共有や意見の聴取
全課	講座やイベントの電子申込サービスの利用
全課	公共施設のキャッシュレス化
全課	公共施設のオンライン予約の検討

③ 子育て支援に関する強みを生かし、結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 基本目標

子育て世代の結婚・出産・子育てへの不安や悩みをなるべく解消し、結婚・出産・子育ての希望をかなえる対策を立てます。

また、町で育つ子どもたちが健康でのびのびと成長し、地域を愛する心を持った次世代の担い手となるよう、学びへの支援にも力を入れていきます。

■数値目標

指標	基準値	目標値 (R10)
子育て支援の取組に対する満足度	69% (R4)	80% (R9)

(2) 基本目標を取り巻く背景

- ☑ 近年の出生数が平成29年度では162人に対し、令和4年度では114人となっており、減少傾向にあると考えられます。今後は、子育て世帯にやさしい地域社会づくりに取り組み、若い世代が将来にわたり、本町で子育てをしたいと思う環境づくりが求められています。
- ☑ 本町では、妊娠、出産、育児の期間を通じて、身近で相談に応じ、様々なニーズに対応する伴走型相談支援を実施しています。また経済的な支援として、出産・子育て応援給付金事業も行っています。
- ☑ 乳幼児期の各種健診など実施していますが、乳幼児健診は、乳幼児の成長発達を親と確認する場であり、育児支援の場ともなるため、更なる健診受診率向上に向けた取組が必要となります。
- ☑ 特定不妊治療費助成事業は、令和4年4月からの保険適用になりました。今後保険適応外への支援について、検討することが求められています。
- ☑ 子ども医療費助成事業については、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者に対して、医療費の助成を行っています。
- ☑ 子どものむし歯を予防するために、子どもフッ化物塗布助成事業を実施しています。
- ☑ 第三保育所は建替え工事を行っており、令和6年4月より定員数を110名から130名へ拡充し、待機児童解消及び保育環境の充実に取り組んでいます。
- ☑ 保育士不足の解消を図ることを目的に保育士試験対策講座を実施し、町内で保育所に就労する者に対して講習を実施し、資格取得支援をしています。
- ☑ 潜在保育士の掘り起こし事業については、成果が見られない事業の見直しを図る必要があります。
- ☑ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）に対する町民ニーズは高まっており、就学期以降に

においても、保護者が安心して就労し、かつ児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実が求められます。

- ☑ 子ども・子育て支援事業、児童家庭相談事業、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業を実施しています。今後も、関係機関と連携した子育て支援体制の充実を図り、より子育てしやすい地域づくりを進める必要があります。
- ☑ 子ども家庭課母子保健係において、令和2年4月から母子健康包括支援センター事業実施しています。また同課児童福祉係では令和5年4月から子ども家庭総合支援拠点事業を実施しており、妊娠期から出産、子育てに関する相談事業を行っています。今後は更に、2つの事業を一体的に行う必要があります。
- ☑ 児童虐待などの対応として、児童家庭相談を実施していますが、近年、相談内容が複雑かつ多様化してきていることから、専門職員の配置・資質の向上や人材の確保等が課題となっています。
- ☑ 本町では、公立幼稚園の複数年保育（3、4、5歳児）や預かり保育（5歳児）の実施、給食の提供等を通して、幼稚園教育の充実を図るとともに、保護者の子育てを支援しています。幼稚園における教育を希望する保護者の声をもとに、預かり保育の対象年齢の拡充をおこなっています。

（3）具体的な施策・事業と目標

施策①：出産支援の充実（総合計画基本施策1-4）

- 妊娠・出産に対する不安を軽減や安心して子どもを産み育てることができるよう、地区担当保健師が母子（親子）健康手帳交付時に全数面談の実施（総合計画基本施策 1-4-1）
- 出産及び育児の期間を一貫して身近で相談を行い、様々なニーズに即したサービスの提供や切れ目ない支援（総合計画基本施策 1-4-1）
- 経済的支援としての出産・子育て応援給付金事業を一体的な実施（総合計画基本施策 1-4-1）
- 乳幼児健診について、個別通知や町公式LINE等での通知と併せて、母子保健推進員による受診の勧奨（総合計画基本施策 1-4-1）
- 健診の結果から個別に発達に関する支援を必要とする家庭には、地区担当保健師や発達相談員による相談などの支援（総合計画基本施策 1-4-1）
- 子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療費助成事業の保険適用外への助成事業の検討（総合計画基本施策 1-4-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
子育て支援の取組に対する満足度	69%（R4）	80%（R9）
おたふく接種率	84.7%（R4）	90.0%
保育所などの待機児童数	7人（R5）	0人

<デジタルを活用した取組>

- 母子保健支援に係るデジタル化（母子健康手帳のアプリ化・オンライン相談）

施策②：子どもの健康支援（総合計画基本施策1-4）

- 子ども医療費助成事業については、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者に対して医療費助成（総合計画基本施策 1-4-1）
- 満1歳から満15歳未満の子どもに対してフッ化物塗布助成事業などの予防事業を実施し、親と子が自発的に健康に関する行動を身に着ける環境を整備し、健やかな育ちの支援（総合計画基本施策 1-4-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
子育て支援の取組に対する満足度	69%（R4）	80%（R9）
保育所などの待機児童数	7人（R5）	0人

施策③：就学前教育・保育の充実（総合計画基本施策1-4、2-1）

- 待機児童解消に向けた、公・民保育施設連携（総合計画基本施策 1-4-2）
- 延長保育、一時保育、病児・病後児保育等の保育サービスの充実（総合計画基本施策 1-4-2）
- 保育士等の就業継続、離職防止や就職促進のための事業を検討・実施し、保育人材確保の取組（総合計画基本施策 1-4-2）
- 質の高い幼児教育の提供（総合計画基本施策 2-1-1）
- 幼児教育における子育て支援（総合計画基本施策 2-1-1）
- 小学校への円滑な接続（総合計画基本施策 2-1-1）
- 幼稚園教員の質の向上（総合計画基本施策 2-1-1）
- 特別な配慮を必要とする園児への支援（総合計画基本施策 2-1-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
子育て支援の取組に対する満足度	69%（R4）	80%（R9）
保育所などの待機児童数	7人（R5）	0人

施策④：子育て支援の充実（総合計画基本施策1-4）

- 子育ての不安解消や負担軽減等を図るため、子育て支援センターやファミリーサポートセンター等を通じ、育児相談・助言、情報提供、居場所づくり等に取り組み、地域ぐるみの子育て支援を実施（総合計画基本施策 1-4-3）
- こども家庭センターを設置し、保健師や社会福祉士等の専門職による相談支援として、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を包括的な相談支援の実施（総合計画基本施策 1-4-3）
- ひとり親家庭等の生活安定と自立に向けた就労支援や生活支援、子どもの居場所等による支援を推進し、児童の健全な育成の取組（総合計画基本施策 1-4-4）
- 児童虐待の予防や早期発見・早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、こども家庭センターを中心に相談や支援体制の充実の取組（総合計画基本施策 1-4-4）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
子育て支援の取組に対する満足度	69%（R4）	80%（R9）
保育所などの待機児童数	7人（R5）	0人

<デジタルを活用した取組>

- 保育園・幼稚園業務支援アプリによる保護者と保育士間の情報伝達のスマート化を図り、加えてICT活用による園児の登降園記録の自動化、発育・成長記録等の集計作業等の効率化を図り、そのデータを保育士間で共有することで、スムーズな連携を実現し、保育サービスを充実化
- 多様な子育てニーズに対応するため、従来手法に加え、ICTを活用し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供、相談受付、アンケート等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、発達支援を行うなど、保護者と子ども一人ひとりに寄り添った相談支援の実施
- 入所判定AIや園務支援システム等の導入の検討

◆デジタルを活用した取組に関する担当課

担当課	取組内容
子ども家庭課	健診等において、個別通知や町公式 LINE 等での通知
子ども家庭課・教育指導課	保育園・幼稚園業務支援アプリの業務の更なる活用
子ども家庭課	電子母子手帳
子ども家庭課	電子申請による保育園の申込
子ども家庭課	現況届等の申請関係

④ 活気があり、魅力的な地域をつくる

(1) 基本目標

町の個性を生かした安全・安心な地域づくりを行い、日常の生活環境の整備や健康への意識向上を図ると同時に、急な災害にも対応できるよう、大規模災害に向けた対策を立てます。

また、女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持つコミュニティの実現と、町の文化やスポーツの振興を通じて、活気あふれる温もりのある地域をつくることを目指します。

■数値目標

指標	基準値	目標値 (R10)
自主防災組織	1 行政区 (R5)	6 行政区
地域活動に参加している割合	32.7% (R4)	35% (R9)

(2) 基本目標を取り巻く背景

(関連する総合計画基本施策の「現状と課題」より抜粋)

- ☑ 町内の生活道路は道路幅員が狭く、歩行者の安全性の確保や車両の安全通行の面から多くの課題があります。
- ☑ 急傾斜地に隣接する道路交通の安全確保、町道や未認定道路の整備、歩道のバリアフリー化、歩道拡幅等、道路の維持管理を徹底し、道路空間の安全性・快適性の向上に努める必要があります。
- ☑ 今後も町民が安心して利用できる水を提供するため、老朽化した配水管の計画的な布設替えを行うとともに、耐震化を図り、災害に強い強靱な水道施設の整備を進める必要があります。
- ☑ 町内のどの家庭からも下水道へ接続することが可能な状態となっています。今後は、未だ下水道に接続していない未接続世帯に対し水洗化の普及促進に努める必要があります。
- ☑ 本町の刑法犯罪件数は年々減少しており、平成29年の認知件数が85件であったところ、令和3年の認知件数は38件と半数以下に抑えられています。
- ☑ 本町の交通事故発生状況は、令和3年に25件で、それ以前と比べて減少傾向にあります。しかし、幹線道路での交通事故発生の危険性は高く、歩行者の安全確保やドライバーの交通安全意識の向上が課題となっています。
- ☑ 判断能力の低下による高齢者や障害者の人権擁護に取り組んでいますが、制度の周知や利用促進を図るとともに、人材の育成や組織体制を充実させる必要があります。
- ☑ 12月の人権週間に人権相談所、年に3回（6月、10月、2月）合同相談所（人権相談、行政相談、なんでも相談）を開設していますが、相談に訪れる人数が少ないため、引き続き周知を図る必要があります。

- ☑ 近年我が国ではDV（ドメスティック・バイオレンス）・虐待・あらゆるハラスメント等への多様な暴力的事象への対応、LGBTなどの性の多様性への理解が求められており、誰もが人権を尊重され、共に支え合う社会の実現に向けた人権教育の更なる強化が必要です。
- ☑ 町民アンケートでは、現在のコミュニティ活動について、全体の67%が「特になし」で、「福祉関連のボランティア活動」も全体の9%であったため、民生委員・児童委員の担い手不足の解消のためにも、ボランティア育成支援内容を検討し、更なる地域コミュニティの活性化を図る施策が求められています。
- ☑ 本町の令和2年における平均寿命は、男性が80.4年（県内34位）で沖縄県より0.3年下回ります。女性は87.5年（県内36位）で沖縄県より0.3年下回ります。令和2年と平成27年の平均寿命を比較すると、本町の男性では0.6年延びていますが、女性は変動ありません。
- ☑ 町における平成29年から令和3年までの死因の上位を占める「悪性新生物、心疾患、脳血管疾患」は食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の偏りが発症の大きな要因とされる生活習慣病です。これらの生活習慣病をはじめ、さまざまな病気の早期発見・早期治療、予防を図るために、基本健診、各種がん検診等を実施していますが、受診率が伸び悩んでいます。
- ☑ 特定健診受診率は平成29年～令和3年度までの5年間、35～38%前後で推移しており、令和3年度現在では、沖縄県平均の32.1%より高いものの、42市町村のうち28位という結果となっています。
- ☑ 阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の教訓から、被害を最小限に抑える考え方として「公助：行政からの支援」の他に「自助：自らの命は自らが守る・備える」、「共助：近隣が互いに助け合って地域を守る・備える」の重要性が再認識される中、防災に関する町民意識の醸成、多様な参加者による防災訓練の実施といった地域防災力の向上が大きな課題となっています。特に、地域住民が主体となって防災活動を行う自主防災組織は、災害時の迅速な対応などにより被害を最小限に抑えることが期待されています。
- ☑ 本町では複数の自治体が協力して事業を行う広域行政を進めています。今後も引き続き連携・協力による広域行政の充実・強化に努めるとともに、広域連携による効率的な事業の展開を図ります。
- ☑ 町民アンケート調査結果によると、現在参加しているコミュニティ活動において「特になし」が67.3%で最大となっており、また今後参加したいコミュニティ活動についても「特になし」が43.1%で最大となっています。加えて、嘉手納町の住みにくさについて調査した項目では「地域の連帯感が乏しい」という回答が前回調査時から3.8ポイント上昇する等、地域のつながりの希薄化が懸念されています。
- ☑ 地域コミュニティを支える自治会をはじめとした地域活動への参加率は低く、コミュニティ意識の希薄化は、子どもや高齢者の見守り、災害時の援助といった分野において、共助という考え方に基づく相互支援を妨げる要因となります。
- ☑ 自治会等、地域コミュニティの活動基盤に対する支援及び参加促進を行うとともに、自治公

民館をはじめとした既存施設については、各種活動の拠点としての機能付加を検討する必要があります。

- ☑ 路線バスやタクシーなどの公共交通機関は、町民の生活を支え、本町を訪れる観光客などの交通手段として欠かせない交通手段です。そのため、既存の公共交通だけでなく、本町に適した新たな交通システムなどの導入の検討を進めるため、「地域公共交通計画」の策定を検討する必要があります。
- ☑ 本町では、子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来を支える人材として成長していくために、確かな学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成に努めています。子どもたちの学習習慣の定着とともに、国際化・情報化に対応した教育をはじめ、キャリア教育、嘉手納町（ふるさと）を愛する心の育成等、特色ある教育活動の充実に努める必要があります。また、本町の学力向上や生徒指導における教育課題を解決するために、小学校と中学校が連携した一貫性のある教育が求められています。
- ☑ また、令和5年までの全国学力・学習状況調査では、小学生において、全国平均・県平均より国語・算数は共に近年は上回っています。一方で、中学生においては国語・算数・英語において全国平均・沖縄県平均より低い結果となっているため、今後もさらなる学力向上に向けた取組が必要です。
- ☑ 昭和62年、臨時教育審議会で「地域に開かれた学校」として提唱されて以来、本町では学校評議員制度や学校関係者評価委員会制度を導入し、校長の学校運営に対して意見を述べることや学校の教育活動を評価するなど、保護者や地域の方々が学校運営に参画できるシステムを構築してきました。今後は「地域に開かれた学校」から、更に一步踏み出し、学校・家庭・地域が「15歳までにどんな子どもを育てるか」という目標やビジョンを共有し、三者が一体となって子どもたちを育くむ「地域とともにある学校」への転換を図っていきます。
- ☑ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行うため、各学校に特別支援教育支援員（教育サポーター）を配置するとともに、特別支援教育研修会の開催や関係機関との連携による支援などに努めています。特別な支援が必要な児童生徒が年々増加しており、共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず共に学ぶことのできる環境づくりが求められています。
- ☑ すべての子どもが未来に希望を持ち社会の担い手となるため、不登校問題、学びのセーフティネット等に取り組むとともに、学校、家庭、地域等が連携、協同し、誰一人取り残されない支援に取り組むとともに、より一層の子ども達の健全育成に向けた各主体の連携の強化が必要です。
- ☑ 青少年センターは、児童生徒の不登校や問題行動等の教育相談や青少年指導員による夜間巡視活動、学校不適応の児童生徒の受け皿として、適応指導教室の運営などを行っています。青少年の非行防止のための活動拠点としての青少年センターの整備や指導体制の充実に努めること、不登校児童生徒の登校支援や自立支援等が求められています。

- ☑ 教育環境の変化に対応した施設整備を実施する必要があります。
- ☑ 学校施設の不具合を未然に防ぐために日常の安全点検を徹底するなど各学校の現状について的確に把握し、老朽化した施設・設備については、計画的な機能更新などを実施する必要があります。
- ☑ 学校給食は、食物アレルギーを有する児童生徒へ提供する給食について、令和2年度より基本方針に基づいた食物アレルギー除去食の提供に取り組んでおります。
- ☑ 教育にかかる費用の負担軽減を図るため、学校給食費負担金の補助や教材費の助成などに取り組んでおり、子育てしやすいまちづくりを推進しております。
- ☑ 町では家庭の経済上の理由で修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより教育の機会均等を図ることを目的とした人材育成貸与事業を実施しています。また、教育・芸術・文化・スポーツ等の分野にて特に優秀な成績を修めた者に対し報奨金の支給をはじめ、社会教育団体への研修会派遣等の助成事業を推進しています。今後も財源確保に努めながら更なる人材育成を推進していく必要があります。
- ☑ 児童交流事業は、互いの家庭へ民泊することで異なる風土・生活習慣を学び、郷土に対する関心を深め、本町の次代を担う人材育成を図ることを目的に実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、実施できない期間がありましたが、他地域との交流により、人間力豊かで広い視野をもつ人材の育成を図るため今後も継続する必要があります。
- ☑ 町立嘉手納外語塾では、英語を中心としたカリキュラムを改良しながら運営していく中で、英語検定準1級やTOEIC高得点の取得者を輩出できるようになるなど成果をあげています。また、若者の学べる機会の充実を図るため、年齢制限を25歳までに引き上げました。今後も英語やパソコンを中心としたカリキュラムの充実を図るとともに、社会の即戦力となる人材の育成に努めます。また、町内小中学生を対象とした英語コンテストを引き続き開催し、小中学生の英語学習に対するモチベーション向上に貢献しています。
- ☑ 国際的な視野を持つことができる人材の育成として、中高生を対象にハワイ派遣短期留学派遣事業などを実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、実施できない期間がありましたが、異なる生活環境や文化・歴史を学び、貴重な体験活動や交流によって視野を広げ社会性を育くむことに繋げることができたため、今後も継続した実施が望まれています。
- ☑ スポーツ・レクリエーションに関わる団体としてスポーツ少年団への補助事業や、各種スポーツ団体による県外・離島等派遣時の補助金交付事業を実施しています。
- ☑ 町民の生涯学習に参加しやすい幅広い機会と活躍の場を増やすために、社会教育団体へ補助金を交付していますが、各社会教育補助団体においては、会員数の減少や、活動の停滞による団体活動の継続について問題を抱えており、今後も継続して事業を実施できるよう支援をする必要があります。
- ☑ 海外との交流を通じて、国際的な人材の育成、人的ネットワークを築き、相互の発展に寄与

することを目的に本町出身の海外移住者子弟研修生の受入事業をはじめ、世界のウチナーンチュ大会開催時の町内交流事業を実施しています。

- ☑ 近年における社会の国際化、情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがい等を求めて、人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化が進んでいます。
- ☑ 一方で、町民アンケートでは、現在のコミュニティ活動について、全体の67%が「特になし」となっており、地域コミュニティに対する関心の低下、地域活動参加者の減少が顕著に見受けられます。
- ☑ 中央公民館講座の受講者は高齢者や女性が多く、若者や男性が少ないため幅広い層の人が受講できる内容や時間帯の工夫が求められます。
- ☑ 中央公民館講座をきっかけにサークルが結成されるケースもあるなど、町民の生涯学習活動の活性化に貢献していることから、今後も講座の充実を図るとともに、サークル活動の支援や自主サークル発足準備補助事業※1を実施することで生涯学習の振興に寄与する必要があります。
- ☑ 各種サークル活動の成果を発表する場として「中央公民館まつり」を開催しています。
- ☑ 図書館では、約90,000冊の蔵書をはじめ、読み聞かせやイベントの開催による町民の情報拠点・生涯学習拠点として機能しています。
- ☑ 読書活動の推進のため、図書館利用の広報活動の強化、図書資料の充実を図る必要があります。
- ☑ 生涯学習ニーズの高まりと同時に、図書館をはじめとする公共施設、各区コミュニティーセンター、学習等供用施設・児童館等の有効利用を図るなど、身近な生涯学習活動の拠点づくりを推進する必要があります。
- ☑ 町民が心身ともに健康で笑顔があふれ、心豊かな生活を営み、生きがいのある充実した生活を送ることに寄与するため嘉手納町文化事業を実施しています。著名人を招いた講演会（公演会）やコンサートを行うなど今後も町が町民へ伝えたい題材や町民のニーズに応じた文化イベントの開催に取り組みます。
- ☑ 「かでな未来館」には、町の歴史学習施設として「嘉手納町歴史民俗資料室」が併設されており、先史時代から現代にかけての嘉手納町の歴史資料を収蔵しています。そのほか、歴史・文化講座や文化財巡りのほかに企画展等を開催し、町民が歴史や文化に触れる機会の充実に努めています。
- ☑ 豊かな文化資源を町民に広く、そして永く公開することを目的として、資料のデジタル化を推進していく必要があります。
- ☑ かでな文化センターにおいて音楽、芸能、芸術文化講演（公演）や行事が行われております。今後も、町民が生涯を通して心豊かで潤いのある文化芸術に触れる機会を創出するとともに、より多くの利用が得られるよう周知していく必要があります。
- ☑ 伝統芸能については、子ども達への三線、琴、茶道等の指導や、各自治会におけるエイサー等に触れる機会の充実に努めています。今後も伝統芸能や地域文化を後世に継承していく必

要があります。

- ☑ 町民がスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる機会を創出するため、各種スポーツ教室や大会を開催しています。従来のスポーツ大会やスポーツ教室のほか、近年はニュースポーツへの取組として、電子機器を用いる「eスポーツ」講座も実施しています。
- ☑ 近年はスポーツ教室や大会への参加者が減少している傾向にあり、取組内容の更新や開催時期等の調整を検討しています。また、自主的にスポーツ活動に取り組む人だけでなく、日常的に運動を行っていない町民に対し、健康予防にも資するような活動を提供していく事業の実施が望まれます。
- ☑ 本町には、嘉手納町スポーツドーム、野球場、陸上競技場、体育館等の体育施設があり、老朽化している体育施設については、町民が安全に利用できるよう施設の建替えや改修などを行うとともに、町民がより身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、学校体育施設の活用など（小学校及び中学校の運動場、体育館、武道場のスポーツ施設開放）、よりよいスポーツ環境の場の提供を行っています。
- ☑ スポーツ指導者の人材育成のため毎年スポーツ指導者対象講習会を実施しており、負傷時の応急処置の手法やAEDの使用法の講習等を開催しています。
- ☑ 町内のスポーツ指導者に関する掘り起こしが充分に取り組まれていない状況にあります。既存の指導者の活用だけでなく、各種スポーツの指導者ライセンス取得に関する支援を行うなど「スポーツを“観る”“やる”“支える”」体制づくりや人材育成の方策が求められています。

（3）具体的な施策・事業と目標

施策①：安全・安心な地域づくり（総合計画基本施策1-1、3-5、3-6、3-8、5-2）

- 幹線道路や地区内幹線道路の各道路機能の維持・向上（総合計画基本施策 3-5-1）
- 道路幅員の拡幅や歩行空間の確保及びバリアフリーの取組（総合計画基本施策 3-5-2）
- 水道水の安定供給、下水道整備と適切な維持管理、上下水道事業の健全経営（総合計画基本施策 3-6）
- 町民の身体・生命及び財産を犯罪から守るために、地域における防犯活動や交通安全活動の推進（総合計画基本施策 3-8-1）
- 判断能力が十分ではない方の権利の侵害を防止するため、成年後見制度及び日常生活支援事業の普及・利用の促進や支援組織及び人材の育成・確保（総合計画基本施策 1-1-3）
- 住み慣れた地域で生活を送ることを支援するため成年後見制度の利用促進を図るための体制整備及び権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実の取組（総合計画基本施策 1-1-3）
- 人権尊重に対する町民の理解を深めるために、様々な機会を捉えて人権教育や人権啓発活動の推進（総合計画基本施策 5-2-3）
- 男女間の暴力をなくすため、DV防止の啓発や相談、自立に向けた支援の推進（総合計画基本施策 5-2-3）

○ 地域公共交通計画の策定（総合計画基本施策 3-5-3）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
民生委員・児童委員の充足率	75%（R5）	100%
小地域福祉活動を実施する自治会数	4 箇所（R5）	6 箇所
成年後見制度利用	34 人（R5）	54 人
改良路線数	4 路線（R5）	8 路線
新設道路数	0 路線（R5）	5 路線
有収率	97.17%（R5）	97.17%
経常収支比率	91.79%（R5）	100%
下水道普及率	100%（R4）	100%
下水道接続率	98.3（R5）	100%
経費回収比率	82.86%（R4）	100%
交通安全啓発活動	5 回（R5）	5 回
交通安全施設の新設・改良	10 件（R1-R5）	10 件（R6-R10）
第2次嘉手納町男女共同参画計画の内容を知っている町民の割合	25%（R3）	30%（R9）
町役場における女性管理職登用率	16.7%（R5）	現状維持

<デジタルを活用した取組>

- 自動運転等、公共交通へのICTの活用について、情報収集と検討

施策②：町民の健康と福祉の向上（総合計画基本施策1-1、1-2、1-3、1-5）

- 町社会福祉協議会と連携を図り、幅広い世代が地域福祉に興味を持ち、参加を促す取組の実施（総合計画基本施策 1-1-1）
- 地域福祉の人材の掘り起こしや育成を始め、地域福祉活動に係る支援の実施（総合計画基本施策 1-1-1）
- 高齢期を健康でいきいきと迎え過ごすために、自身や地域ぐるみの健康づくりや、疾病の早期発見・治療、重症化防止対策等、介護予防と健康づくりの総合的な取組の推進（総合計画基本施策 1-2-1）
- 地域包括支援センターを中心として、地域全体での高齢者の見守り、支えのネットワーク、高齢者のひとり暮らしや介護家族への支援の充実化（総合計画基本施策 1-2-2）
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築（総合計画基本

施策 1-2-2)

- 高齢者虐待防止対策や高齢者認知症対策、高齢者の権利擁護対策の取組を推進（総合計画基本施策 1-2-2）
- 障害者（児）が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう自立と日常生活を支援する障害福祉サービスなどの充実化（総合計画基本施策 1-3-1）
- 妊娠期から高齢期まで、各ライフステージに応じた健康づくりの推進（総合計画基本施策 1-5-1）
- 町民が健康に関心を持ち健康づくり（運動、こころの健康、感染症の予防等）に取り組めるよう、地域、企業、行政、学校等が連携・協力した、個人の健康づくりの支援（総合計画基本施策 1-5-1）
- 各種健診や保健指導の充実を図り、生活習慣病などの病気の早期発見・早期治療、重症化の予防の取組（総合計画基本施策 1-5-2）
- 地域と協働で検診の受診率の向上を強化（総合計画基本施策 1-5-2）
- 死因原因に心疾患及び脳血管疾患が多いことから、それらの対策の充実強化（総合計画基本施策 1-5-2）
- がん検診では、科学的根拠に基づく正しい検診を正しく行うための体制を整え、受診勧奨を強化し、啓発を充実化（総合計画基本施策 1-5-2）
- 健康づくりため、町民一人ひとりがその大切さを理解し、食育に取り組めるよう、地域、企業、行政、学校等が連携・協力し、個人の健康づくりへの支援（総合計画基本施策 1-5-3）

<デジタルを活用した取組>

- ICTを活用した保健指導のオンライン受付
- こころの病気やストレスへの対応について、講演会の開催、及び広報紙やSNSを活用した啓発活動。
- 予防接種において、SMSを利用した個別通知

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
民生委員・児童委員の充足率	75%（R5）	100%
小地域福祉活動を実施する自治会数	4 箇所（R5）	6 箇所
成年後見制度利用	34 人（R5）	54 人
介護予防普及啓発事業参加延べ人数	2,899 人（R4）	4,257 人
地域包括ケア会議開催回数	2 回（R4）	4 回
認知症サポーター数	1,137 人（R4）	1,387 人
高齢者外出支援タクシー料金助成券利用率	82.9%（R4）	90.0%
施設入所者などの地域生活への移行率	0%（R4）	4 人
障害者の一般就労における就労定着数	3 人（R4）	5 人
地域生活支援事業啓発活動	2 回（R4）	3 人
平均寿命	男性 80.4 年 女性 87.5 年（R2）	男性 80.7 年 女性 87.8 年
特定検診受診率	35.3%（R4）	45.0%
20～64 歳における肥満者（BMI25 以上）の割合	29.2%（H24）	25.0%

施策③：災害に強い地域づくり（総合計画基本施策3-7）

- 町民、地域・地区、行政等の関連機関が連携し、計画づくりや訓練等を行い、実効性の高い防災体制の構築（総合計画基本施策 3-7-1）
- まちそのものが災害に強い都市基盤の整備（総合計画基本施策 3-7-1）
- 火事や危機事案、救急患者の発生、基地災害を含む大規模災害の発生に対し、身近な所での初動や対策が取れるよう、町民や地域等による発災予防、救急対応能力を高める啓発・訓練・組織化等の推進（総合計画基本施策 3-7-2）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
自主防災組織	1 行政区（R5）	6 行政区
津波避難ビルの指定	1 箇所（R5）	2 箇所

<デジタルを活用した取組>

- 災害予防から迅速な災害対応及び復興までを見据え、地域防災計画を見直し、ハザードマップ等による危険区域や避難所等の周知、防災施設の整備、メールやSNSを活用した防災情報の伝達手段の多様化、災害時備蓄の充実、医療救護体制の強化、マイナポータルを活用した

罹災証明申請手続きの電子化など、様々な災害を想定した実効的な防災、減災対策を推進するとともに、住民等と連携した防災訓練を実施

施策④：周辺市町村との連携強化（総合計画基本施策5-1）

- 広域的な課題などに適切に対処するため、国、県との連携強化（総合計画基本施策 5-1-5）
- 事務事業の効率化や広域的に取り組んだ方が効果的な行政サービスを行うことができるものについては、中部広域市町村圏事務組合や一部事務組合、構成市町村等との連携した、広域行政の推進（総合計画基本施策 5-1-5）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
町税徴収率	98.6%（R4）	98.6%
オンライン申請可能な手続き数	30個（R5）	36個

施策⑤：地域コミュニティの活性化（総合計画基本施策1-1、1-2、1-3、5-4）

- 地域住民の主体的な活動やボランティア団体、関係団体等が相互に連携した見守り・支え合いの体制づくり（総合計画基本施策 1-1-2）
- 福祉活動が円滑に推進できるように利用しやすい活動拠点の整備（総合計画基本施策 1-1-2）
- 高齢者のボランティア活動、幅広い世代間交流、レクリエーション活動等、様々な活動・体験ができる場や環境づくりの推進（総合計画基本施策 1-2-3）
- 障害者（児）やその家族が地域の住民と共に、地域での交流の場や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等に参画しやすい環境づくりを進め、障害者（児）の社会参加に向けた取組の推進（総合計画基本施策 1-3-3）
- コミュニティの基礎となる自治会をはじめ、地域のまちづくり活動を行う各種団体を積極的に支援し、町民の地域活動への参加の促進（総合計画基本施策 5-4-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
民生委員・児童委員の充足率	75%（R5）	100%
小地域福祉活動を実施する自治会数	4 箇所（R5）	6 箇所
成年後見制度利用	34 人（R5）	54 人
介護予防普及啓発事業参加延べ人数	2,899 人（R4）	4,257 人
地域包括ケア会議開催回数	2 回（R4）	4 回
認知症サポーター数	1,137 人（R4）	1,387 人
高齢者外出支援タクシー料金助成券利用率	82.9%（R4）	90.0%
施設入所者などの地域生活への移行率	0%（R4）	4%
障害者の一般就労における就労定着数	3 人（R4）	5 人
地域生活支援事業啓発活動	2 回（R4）	3 回
地域活動に参加している割合	32.7%（R4）	35%（R9）

施策⑥：教育・文化・スポーツ事業の推進（総合計画基本施策2-5、2-6）

- ふるさとキャリア教育の推進（総合計画基本施策 2-1-2）
- グローバル教育の充実（総合計画基本施策 2-1-2）
- 学校施設等の充実（総合計画基本施策 2-1-4）
- 学校教育DXの推進（総合計画基本施策 2-1-4）
- 教育環境における指導・運営体制の適正化（総合計画基本施策 2-1-4）
- 特別支援教育の充実（総合計画基本施策 2-1-5）
- 多様な教育ニーズのある児童生徒への支援（総合計画基本施策 2-1-5）
- 海外留学等の推進（総合計画基本施策 2-2-1）
- 外国語教育の充実（総合計画基本施策 2-2-1）
- 交流事業の実施（総合計画基本施策 2-2-2）
- 海外移住者子弟受入事業（総合計画基本施策 2-2-2）
- 教育を支える人材・指導者等の育成（総合計画基本施策 2-2-3）
- 地域人材の活用（総合計画基本施策 2-2-3）
- 生涯学習活動の充実（総合計画基本施策 2-3-1）
- 生涯学習イベントの充実（総合計画基本施策 2-3-1）
- 社会教育の促進と家庭教育の向上（総合計画基本施策 2-3-1）
- 社会教育施設の充実（総合計画基本施策 2-3-2）
- 社会教育施設等のリニューアル（総合計画基本施策 2-3-2）
- 地域の歴史の継承と活用（総合計画基本施策 2-5-1）

- 文化活動の振興（総合計画基本施策 2-5-1）
- 伝統芸能の継承（総合計画基本施策 2-5-1）
- 文化財の活用（総合計画基本施策 2-5-2）
- スポーツ・レクリエーション活動の充実（総合計画基本施策 2-6-1）
- スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実（総合計画基本施策 2-6-1）
- スポーツ人材の育成支援（総合計画基本施策 2-6-2）
- スポーツ施設の環境整備・充実（総合計画基本施策 2-6-2）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
「学校に行くことを楽しいと思う」と回答する児童生徒の比率	小学生 78.0% 中学生 75.5% (R4)	小学校・中学校 80% (R9)
「自分にはよいところがある」と回答する児童生徒の比率	小学生 75.2% 中学生 75.4% (R4)	小学生 80.0% 中学生 80.0% (R9)
「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童生徒の比率	小学生 78.0% 中学生 75.5% (R4)	小学校・中学校 80% (R9)
「普段から地域の行事に参加している」と回答する児童生徒の比率	小学生 50.8% 中学生 49.2% (R4)	小学生 70% 中学生 70% (R9)
「嘉手納町にどのような歴史資源や文化財があるのに興味があるがよく知らない」と回答する町民の比率	42.4% (R4)	37% (R9)
「普段の運動・スポーツ活動の頻度」について「ほとんどしていない」と回答する町民の比率	34.7 (R4)	30% (R9)
「放課後や休日に外遊びやスポーツをしている」と回答する児童生徒の比率	小学生：76.2% 中学生：67.1% (R4)	小学生 80% 中学生 70% (R9)

◆デジタルを活用した取組に関する担当課

担当課	取組内容
総務課	防災に関する発信
企画財政課	自動運転等、公共交通への ICT の活用について、情報収集と検討
町民保険課	ICT を活用した保健指導のオンライン受付
町民保険課	各種イベント・講習会の電子申込
町民保険課	予防接種において、SMS を利用した個別通知
都市建設課	道路台帳電子化
上下水道課	上下水道の DX 化
教育委員会	電子黒板の活用
教育委員会	小中学校タブレットの整備
教育委員会	デジタルによる校務の支援

9 各種施策の客観的な効果の検証

(1) 地域との連携

「嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、町民、地域、団体、企業、行政等各種機関が共有し、協働しながら進めていく必要があります。「嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」で掲げた数値目標並びに重要業績評価指標（KPI）についても、町全体での目標の共有化と成果を重視した取組みの展開を実施します。町民が一体となったまちづくりを推進するためにも、アンケートやワークショップ等により、町民の声を反映させる機会を設け、町民のニーズに合った計画を策定、実現に向けて連携していく必要があります。

(2) PDCAサイクルの構築

「嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、町民、地域、団体、企業、行政等各種機関が共有し、協働しながら進めていく必要があります。計画策定（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Action）の過程（以下「PDCA」）においても、町全体が関わる体制を構築するとともに、PDCAを繰り返すことにより、よりよい成果を生み出していく必要があります。そのため、実行状況を見直し・改善等の提案を行うための組織として、嘉手納町地方創生戦略評価委員会（仮称）を設置します。



(3) PDCAサイクルの実施と戦略の見直し・改善

年度終了後に、戦略の実行状況を点検・評価し、見直し・改善についての検証並び検討を行う評価委員会を開催し、計画推進のマネジメントを強化し、着実に推進される計画とします。